

令和5年度伝統文化親子教室事業合格団体 各位

株式会社KNTビジネスクリエイト  
伝統文化親子教室事業事務局**【重要】令和5年度伝統文化親子教室事業 委託経費額（事業対象経費）の減額等について**

平素より伝統文化親子教室事業にご理解、ご協力いただきありがとうございます。令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症が「5類感染症」になったことを受け、委託経費額（事業対象経費）の減額等にかかる考え方について特に留意していただきたい点をお知らせいたします。

**1. 2次審査時に申請していた参加人数を下回る場合**

「業務計画変更承認申請書」を提出し、事前に承認を受ける必要があります。業務計画変更承認申請書の提出時においても、参加人数（子供）に応じ、委託経費額を減額いたします。なお、新型コロナウイルス感染症により参加人数（子供）が申請時より少なくなった理由も、委託経費を減額いたします。

例)	申請時	変更（実績）時
参加人数	： 30人	→ 15人
委託経費	： 40万円	→ 30万円

**2. 実績報告書において参加人数が10人未満となる場合**

当事業は、参加人数（子供）が10人以上の規模で行うことを条件としております。参加人数が10人未満となった場合は、『激甚災害』及びそれに相当するその他（以下「激甚災害等」という）の理由以外、委託費の計上ができず、委託経費を0円といたしますのでご注意ください。「激甚災害等」の場合は理由書を提出いただき、最低金額(30万円)の範囲内で実績報告書に基づいて精査することとします。

- **激甚災害（定義）**『激甚災害』とは、団体が判断するものではなく、政府が判断し指定したものとなります。よって、政府の指定を受けていない台風や豪雨、地震は『激甚災害』にならないのでご注意ください。

**3. 実績報告書において開催回数が5回未満かつ3日未満となる場合**

当事業は、開催回数が5回以上かつ3日以上で行うことを条件としております。開催回数が5回未満かつ3日未満の開催となった場合は、「激甚災害等」の理由以外、委託費の計上ができず、委託経費を0円といたしますのでご注意ください。「激甚災害等」により中止される場合は理由書を提出いただき、実績報告書に基づいて精査することとします。

**4. 新型コロナウイルス感染症等により事業の中止（廃止）をする場合**

新型コロナウイルス感染症を理由に教室を中止（廃止）とする場合、経費計上は認められません。後日送付する「中止（廃止）承認申請書」をご提出ください。

**5. 地域的な事情により10人未満での教室開催となる恐れがある場合**

開催場所が山間、へき地、離島などの地域であり、教室等の努力による子供の確保が困難であること等を理由に、10人未満での開催の恐れがある場合は8月10日（木）までに合理的な理由（開催場所近隣の小中学校の生徒数が10人程度に満たない場合等）を記載した理由書を提出してください。必ず、具体的な学校名・生徒数等を明記ください。提出した理由書が認められる場合、最低金額(30万円)の範囲内で実績報告書に基づいて精査することとします。

以上